陳情第26号		受理年月日	令和7年5月12日	
付託委員会		環境水道委員会		
件名	私有地等の周辺の清掃についての努力義務に関する 決議について			

## 要旨

昨今、市財政の問題により、街の整備費用が実質制限されており、道路等の雑草が目立つようになっている。また、通行人のゴミ出しルールの認識の欠如により、ゴミが散乱しているケースも見受けられるが、なかなか改善に至らない問題や、近所で販売したものが、立ち食いなどによりゴミとして散乱しているケースもある、という話もあるという。

本問題は、注視していると、観光客、留学生、住居の環境問題など、多岐にわたっていると感じられる。

そこで、とりあえず、以下のとおり、居住や保有・管理等している箇所の周辺についての清掃を努力義務として決議してはどうか、ということで本提案を行うこととした。

## 提案内容

- (1)「市内で、不動産について、保有、管理、居住等している個人や法人」に対し、その場所周辺の道路を清掃することを努力義務とする。
- (2) 市長は、(1) について「市内で、不動産について、保有、管理、 居住等している個人や法人」に対し、それを要望することが出来る。
- (3)(1)について「市内で、不動産について、保有、管理、居住等している個人や法人」は、市長に対し、特に、自身以外の問題が絡む点につき、市長に改善や改善の支援を要求することが出来る。

以上